

III 書 評 III

花田達朗（編）内部的メディアの自由 - 研究者・石川明の遺産とその継承 - 〔日本評論社・2013年〕

立 山 紘 毅

書評が紹介を超えて成立するためには、評者の位置が行論の内に反映されている必要があるのだろう。それにしてもいささか異例であると思うが、本書を一読して驚きを禁じ得なかった叙述について、内容を紹介するに先だって述べておこう。

それは「内部的自由」への挽歌と言うべきものである。本文のみならず、註に散見される研究者が生涯の終わりに残した言葉も見れば、その思いをいっそう強いものにする。

内部的自由の簡単な説明は後に譲るとして、この問題をいち早く論じた先人の一人である故・石川明に捧げられた本書の冒頭から、その雰囲気ははっきりと感じられている。その印象は、執筆者・大石泰彦が、本書第2部第5章「フランスにおけるジャーナリストの精神的自由——『良心条項』を中心に」（236-53頁）において、世界的にも著名な高級紙であるル・モンドの記者会に関して、その「栄光と凋落」を簡潔に述べて、内部的自由に展望が見えないことで強調される。さらに、G・コッパの手による第2部第7章「ドイツにおける『内部的プレスの自由』、コミュニケーション政治、そして公共圏概念の拡張」（273-90頁）註2（なお、本書における註1は原題の表示なので、実質的には冒頭の註である）は、評者も散見したことがあるウド・ブラナール（Udo Branahl）が漏らした深い絶望への共感にさいなまれながら執筆したであろうことを予感させるが、それにいわばとどめを刺すかのように、終章の執筆者であり、本書の編者でもある花田達朗は次のように述べる。

2012年10月、初冬の気配が漂うハンブルクで、私はハンス・ブレドー研究所を10数年久しぶりに訪問した。ハンブルク大学付属の研究所で、ドイツにおけるメディア研究の中心機関の1つであり、…（中略）…かつて石川明氏も調査旅行の度に必ず立ち寄っていたところである。その図書室の受付で、私は司書に来意を

告げ、「内部的放送の自由」「内部的メディアの自由」についての文献を探しているのだが、その見出し語で所蔵文献の検索をしたいと述べた。すると、司書は怪訝な顔をして「それは何ですか」と答えた。私は驚いて、その見出し語の意味を簡単に説明したが、司書は「聞いたことがない」と言う。実際に自分でPCに向き合ってみると、その見出し語はあった。しかし、画面に出てくる文献も書架の隅に見つけた文献も古いもので、私にとって既知のものばかりだ。ここ何年も更新するための材料がないらしい。……

もう一つ。それに先立って、6月のベルリンで私は旧知のジャーナリストに会った。……(中略)……久しぶりに会った彼女はカフェで、「ところで、ドイツで何を調べているの」と私に聞いた。私がかの見出し語を口にすると、彼女は噴き出すように笑い出した。「そんなもの、いま誰も関心をもっていないわよ。……」「いま放送局で仕事している人たちの関心はね、キャリアー、出世よ。時間に追われながら、忙しすぎる現場で、しかもコスト・カットに悩まされつつ、日常の仕事を何とかやりくりして、上司との関係をうまくやって、組織の中でどう偉くなるかってことね。……」(本書・292-4頁:以下、特に断らない限り、「本書」は省略して表記する)

そのすぐ後で花田達朗自身が、これらは「私がたまたま偶然に経験したにすぎないことなのか」と反問している。しかし、内部的自由が盛んに論じられ、評者も大いなる魅力をもって研究した80年代前半までの状況と、その後とを僅かなりとも知る者の「実感」とを合わせて考えれば、花田達朗の懸念する偶然は、残念ながらおそらく偶然ではない。

ましてや、現代の話題は、1990年代以降のインターネット・メディアの爆発的な進歩と普及、それをテコとするメディア融合化、そしてその背後に「カネの流動化」とあいまって激烈に流動化するグローバル・メディアの進展(もちろん、この関係は逆なのかもしれない。周知の通り、決済手段の電子化(≒電子マネー)に先立って、決済方法の電子化が「カネ」の流れにおいて圧倒的な地位を占め、「貨幣」や「通貨」そのものが問い直されているからである)と同時に、経済権力と政治権力との関係が自明性を失い、改めて政治権力(一部はヨーロッパ連合のごときスーパー政府;伝統的な国民国家に限定しても、中央政府と地方政府)に何をなさしめるか、あるいは何をなさしめないかといったところにある。

それゆえ、メディアの自由を論ずるに先立って、メディアは生き残れるや否や—もちろん「生き残り」の危ぶまれる「二大巨頭」が新聞・放送であって、その二

つこそが「内部的自由」の厳しく論じられたメディアであった——が問われる状態では、そこに「内部的自由」の棲息する余地はきわめて限定されるし、むしろ「二大巨頭」が「巨頭」であるがゆえに、その権力性と特権性が二重三重に批判される状態ならば、政府の手によってそれらを規制することが「その他大勢」の自由を保障するために「望ましいこと」とさえ観念される場合さえある。結果として、広義の「メディア批判」は、メディアの経済的性格に由来する経営（management）の側面に着目して、経済権力を駆使した「その他大勢」に対する知的・精神的な支配を激しく批判する伝統的なそれと、メディアの表現内容における問題行動（misconduct）の根底にメディア内部の管理（administration）の不行き届きを見出して政府を召喚し、もって「その他大勢」の護民官たらしめようとするかの動き——その終局目的を、「その他大勢」の「知る権利の確保」だの「個人の尊重」だのといった・具体的内容を精査されないままの「基本的人権」と称する存在でもって正当化する場合もこれまた多い——とが、それを論ずる論者自身にとっても、明瞭に区別しないままに主張されることが横行していると感じるのは評者だけであろうか¹⁾。そのような混沌とした状況に対して、前述の通りの二重苦三重苦を自覚しながら一矢を報いようとする営みが本書である。

さて、問題を絞り込み、対象を明瞭にするために「メディアの自由」を「新聞の自由」と「放送の自由」に限定してみることにしよう。実際、さまざまなメディアの存在にもかかわらず、本書の考察対象もまた両者に限られるから、叙述の便宜で

1) それに加えて現在、インターネット上の言説空間（その手法としては、ホームページ、掲示板、ブログ、SNS（Social Networking Service）、メーリング・リスト等々さまざまな）を中心として、国際人権法では問題とされる（逆に言えば、国内法上では例外的にしか問題にされない——2013年10月7日、京都地方裁判所は、学校法人・京都朝鮮学校（本件原告）が設置・運営する京都朝鮮第一初級学校近隣で行われていた激しい人種差別的発言を、地裁レベルながら、きわめて厳しく批判して原告勝訴の判断を下している。梶原健祐「【判例研究】名誉毀損不法行為責任と人種差別的発言—京都地判平成25年10月7日判時2208号74頁—」山口経済学雑誌62巻4号（2013年11月）109-28頁参照）人種・民族等の間における差別・憎悪等の煽動や戦争宣伝が猖獗をきわめている。この問題については書評の限界を超えるので取り扱わないが、評者は以前、ちょうどパソコン通信からインターネットへの移行期における、インターネット上の言説空間と放送メディアとの相互関係について、厳しく現状批判的にこれを論じたことがある。拙稿「『時代の気分』と共鳴する改憲論?——世論の一端が示す強い『現状突破』指向」法律時報72巻9号（2000年9月）……この10年以上の間、問題解決に向けた動きどころか、問題の存在に対する認識さえ必ずしも共有されているとは言えないままに、現実政治との応答関係が深刻化していることには無力感を禁じ得ない。

もある。これらの「自由」については、近年、さまざまな角度から論じられ、評者が研究を開始した30余年前には、一種の特殊な領域として周縁的に扱われた——特に評者に近いところでは、前述の伝統的なメディア批判が圧倒的に強力であり、メディア法研究そのものさえ「学問ではない」といった雰囲気横溢していた——ことを思えば、隔世の感がある。

しかし、その一方で、政府の権力からメディアを防禦し、その自由を最大化すれば、市民とメディアとは予定調和的に最良の関係に至る、といった楽観主義は、現代ではすっかり影を潜めたばかりか、30余年前においてさえ批判の矢面に立たされていた。そうした古典的・伝統的な楽観主義の前提には、政府対国民・メディアという二項対立の図式があるが、これに対して、本書にも執筆している石村善治を筆頭として、政府・国民・メディアを三極とする相互の間に矛盾・緊張関係があること（三極構造論）は既に説かれていたとおりである。ただ、古典的・伝統的な二項対立図式であれ、三極構造論であれ、そこで説かれる自由はそれぞれの極の外に向けた自由であり、メディア内部は、いわば「固い存在 (entity)」として捉えられ、その反面として、内部に空間をもつこと・内部矛盾をはらむ存在であることは必ずしも明瞭であるとは言い難かったし、現在もなおその認識は決して十分ではない。

これに対して、本書の題する「内部的自由」とは、後者、すなわちメディアが固い存在ではないことに着目した概念であり、その根底の中心に取材・制作・編集に携わるジャーナリストの——ただし、技術的・経営的な労働に携わる労働者の「参加」をも付加するかどうかは利害得失を一概に論ずることが難しく、それゆえに議論の絶えないところであった——良心を据え、それを明文で宣言するにとどまらず、管理者との間で紛争が発生した場合の解決手続をも定める概念と実践である。そのうえ、それを意識したメディア労働者の側からの「主張」は、日本でも過去たしかに、あたかもドイツのそれと並行するかのよう存在した²⁾。

2) 拙著『現代メディア法研究——憲法を現実に作動させるファクター』〔日本評論社・1996〕52-3頁。憲法の重要判例として必ず引用される「博多駅事件」に関して、通説的な解説・評釈（その一例として、山口いつ子「取材フィルムの提出命令と取材の自由—博多駅事件・最高裁昭和44年11月26日大法院決定（刑集23巻11号1490頁、判時574号11頁、判タ241号272頁）」別冊ジュリスト217・憲法判例百選I（第6版）〔有斐閣・2013年11月〕166-7頁参照）とは異なって、日本民間放送労働組合連合会（民放労連）と日本放送労働組合（日放労）とは、当時、それぞれ次のように述べていた。概略を以下に記す。

民放労連中央執行委員会は、その機関誌「民放労連」190号（1970年）で、過去に放

ちなみに、ドイツ語で「内部的自由」は innere Freiheit として一応確立した用語・概念であることからすれば、二項対立図式と三極構造論における「自由」は äußere Freiheit となるはずであり、それが対象としている言説空間も矛盾もまた、それぞれの極の外において現実存在する。しかしながら、そのような表現は「強いて言えば」という限定つきで聞いたことがあるだけで、それ以外には寡聞にして知らない。

本書が奉呈された故・石川明のプロフィールについては、死に至るまで長年の友誼を保った編者・花田達朗による簡にして要を得た略歴が151頁に記され、西土彰一郎による「石川明先生主要業績」が152-3頁に付されているので、第1部に収められた諸論考と併わせて読めば故人の面影を偲ぶことができよう。

それによると、故・石川明は、1959年に日本放送協会（NHK）に入局、制作畑を経て1965年から1991年まで放送文化研究所で研究に従事した。彼は「外からものを言っても改革はできないと、『組織内研究者』『企業内研究者』に踏みとどまった」が、退職にあたって「ひとつも動かすことはできなかったという感慨をのちに漏らした（両者とも151頁）という。そうしたプロフィールもあってか、3-31頁に収められた「編集綱領運動と内部的放送の自由」の初出が1972年の「放送学研究」24号（日本放送出版協会）ときわめて早い時期の論考であることを考え合わせてもなお、法律学の世界で著名であったわけではない。それにまた、放送における社会国家的要素をめぐって行政法学者・塩野宏と論争を繰り広げつつ³⁾も、「私は

送局が警察当局へむしろ積極的に協力してきた実績を批判しつつ、博多駅事件を取材したニュース・フィルムの提出については、在福岡の民放テレビ4局がこぞって裁判所からのフィルム提出命令を拒否する声明を発表したことに対して、「真のねらいは、憲法に規定された言論・表現の自由を守る立場に立ってなされたのではなく、一、機動隊の行動を擁護し、二、マスコミがあたかも公平な機関であり、政府の言論弾圧に抵抗していくかのごとく装い、三、しかも自己の商業主義を追求する立場からなされる偽善的な態度」であり、「裁判所の提出命令と放送局の提出拒否は『警察と裁判所と放送局』の三者の矛盾から発生した問題であり、この問題をもって『報道の自由』が争われているとする見方は正しくない」と述べる。さらにすすんで日放労は、その機関誌「日放労」822号（1970年）で「取材結果を報道目的以外に利用することが許されるのは国民一権力を持たない民衆の“より大きな利益”が期待され、そのことが大衆的基盤において容認される場合にすぎねばならない」とも述べている。両者ともに、当時「国民」とひとくりにされ、「放送局」もまた「固い存在」と認識されていた時代であって、民放労連は「国民」の中に矛盾が存在すること、日放労はさらにすすんで「放送局」内部が矛盾を抱えた存在であって「固い存在」ではないことを示唆してあまりある。

3) 前掲拙著『現代メディア法研究』140頁註7。

Juristen（法律家）ではありませんから」と自己規定していた。

しかしながら、本書にドイツ連邦憲法裁判所・前判事であったヴォルフガング・ホフマン＝リームが寄稿していること、さらに石川明の死をドイツの学会誌が Nachruf として異例にも報じたことは、if の発問が許されないとしても、彼我の認識の差を痛切に感じざるをえない。

叙述が前後したことに御海容を願いつつ、ここで本書の構成を示しておこう。

第1部 石川明先生の「内部的メディアの自由」研究

第1章 編集綱領運動と内部的放送の自由——西ドイツの場合（1972年）

第2章 コミュニケーション政策の形成と研究者——“プレス基本法”の立案過程を中心に（1977年）

第3章 放送の公共性と放送の自由——西ドイツの公共放送の場合（1989年）

第4章 ドイツにおける「内部的プレスの自由——ブランデンブルク州のプレス法の立法過程を中心に（2000年）

第5章 市民社会とメディア企業——「編集権」をめぐって（2000年）

石川明先生略歴（作成・花田達朗）

石川明先生主要業績（作成・西土彰一郎）

[解題] 石川明先生の「内部的メディアの自由」論（西土彰一郎）

第2部 「内部的メディアの自由」研究の諸相——法学的観察／社会学的観察」

（以下、括弧内はそれぞれ執筆者を示す）

第1章 「プレスの内部的自由」の研究回顧と期待（石村善治）

第2章 規律任務としての放送の独立性（W・ホフマン＝リーム）

第3章 「内部的メディアの自由」の可能性（西土彰一郎）

第4章 ドイツの公共放送における内部的自由（鈴木秀美）

第5章 フランスにおけるジャーナリストの精神的自由（大石泰彦）

第6章 イギリスの新聞メディアにおける「行動規範」とジャーナリストの保護（後藤 登）

第7章 ドイツにおける「内部的プレスの自由」、コミュニケーション政治、そして公共圏概念の拡張（G・コッパ）

第8章 「内部的メディアの自由」の社会学的検討——理論と現実の日独比較の視点から（花田達朗）

あとがき／花田達朗

花田達朗は『公共圏という名の社会空間 公共圏 メディア 市民社会』〔木鐸社・1996年〕や『メディアと公共圏のポリティクス』〔東京大学出版会・1999年〕を通じてユルゲン・ハーバマス（Jürgen Habermas）を論じ、さまざまな局面で古くから議論されてきた「公共性（Öffentlichkeit）」の用語を、彼の大著『公共性の構造転換』〔邦訳初版・1973年、同第二版・1994年：いずれも未来社〕において「公共圏」ないし「公共空間」と解釈すべきことを唱えたことでよく知られているが、その研究活動の一分野ないし応用としてメディア法の諸問題について多くの研究を發表し、現在は早稲田大学ジャーナリズム教育研究所の所長として活動している。評者もその公共圏理解に多大な影響を受けていることは、前叙の「内部的自由」説明に明らかであろう。これに対して、本書を構成するにあたって多大な力を発揮したことが明らかな西土彰一郎は、故・石川明最後の愛弟子と言われるが、憲法学を出自にもち、『放送の自由の基層』〔信山社・2011年〕でハーバマスのみならず、ニクラス・ルーマン（Niklas Luhmann）等をも取り入れつつ野心的な研究を行っている⁴⁾。本書・第2部が「法学的観察／社会学的観察」を副題の一部としていることも肯けるものであろう。

さて、第1部を構成する5章は、故・石川明の叙述を可能な限り初出の形で再現したものである。ここでまず印象深いのは、本書ではついに正面から扱われなかったが、石川が1972年発表の「編集綱領運動と内部的放送の自由」において既に、「放送の自由」の問題を「大学の自由」と原理的に同質の問題として捉える視座を確立していることである。それは、31頁註26において、高柳信一「学問の自由と大学の自由」⁵⁾に言及していることから明らかであるが、言うまでもなく、高柳信一

- 4) ただし、君塚正臣による書評（横浜国際経済法学20巻1号・2001年9月、123-42頁）は、総評として「ドイツ法に引きずられがち」であり、「ドイツ情報法はEU法の下位法令となる運命にあり、その根柢とするドイツ法も変成途上にある」との認識を示しつつ、「過剰な哲学思考」が「シンプルな問題を徒に混乱させることはなかったか」（上記括弧内はいずれも142頁・傍点原文のまま）と、いささか手厳しい。もちろん、2014年5月22-5日に投票が行われ、同月25日に開票された欧州議会選挙における（広義の）EU慎重派の勢力拡大と推進派の退勢（これについては「欧州議会選で反EU政党が躍進、中道右派が最大会派の座維持へ」朝日新聞・2014年5月26日参照）から直ちに旧ヨーロッパ秩序に復すとも思わないが、遙か遠い将来のことならば別として、1世代か2世代のうちに君塚正臣の言うような状態になると評者は思わない。ちなみに、ヨーロッパ連合に対して、評者は擁護派でも拒絶派でもない。むしろ、花田達朗『メディアと公共圏のポリティクス』第5章「欧州統合にみるメディア空間政策と空間矛盾」(117-36頁・初出『情報社会の文化3 デザイン・テクノロジー・市場』〔東京大学出版会・1998年〕175-97頁)が欧州官僚の台頭を指摘し警告していることを非常に興味深く読む者である。
- 5) 東京大学社会科学研究所（編）『基本的人権4』〔東京大学出版会・1968年〕369-456頁。

の研究は後に『学問の自由』〔岩波書店・1983年〕として結実し、古典として読まれるべきであると同時に、現在の・アクチュアルな問題にまで射程距離をもつ。そしてもちろん、故・石川明は、当時、現在よりもはるかに強く「アカデミズム」と「ジャーナリズム」を前者の優位のうちに峻別されるべきものと捉えていた一般の傾向に対して、断固として「(両者は) 原理的に同質」と述べていたのである。

そればかりか、直前の31頁註25においては、兼子仁『国民の教育権』〔岩波書店・1971年〕を引きつつ、「編集者の市民への直接責任は、教師の国民と子どもへの直接責任に対比することができよう」とまで述べている。「国民の教育権」論には、後に奥平康弘——言うまでもなく、彼もまた本書の執筆者の一人・石村善治と並んで、最も早い時期からメディア法について言及を加え続けているが——によって厳しい批判が加えられたことがあるので再検討を必要とはしよう。それにまたもちろん、故・石川明の議論には教育の場である大学と放送とを等しく「メディア」として捉える視点はまだ見えないが、おそらくは「送り手側アプローチ」から出発しているとはいえ、花田達朗とも「空間」を共有していたことは間違いのない事実であるから、そこに「知る権利」への眼差しが足りないとの批判は当たらない。

もちろんここで言う「知る権利」とは、情報公開法制の中で言及される法的請求権でもなければ、あるがままの民衆が・あるがまま欲するがままに知りたがることの欲求でもない。花田達朗の言葉を借りて評者なりに表現すれば、領域(territory)において広狭の差はあっても、当該領域において主体的に個人相互の関係を結び、多元的・階層的に公共空間を作り上げようとする個人が、その資料として参照する事実とその評釈、さらにはその論理的・歴史的な道筋を知ることに対して自由であることを欲する権利であるとともに、場合によっては、そのための具体的な条件が提供されることへの権利とも言わなければならない。そこに故・石川明は社会国家的な要請への糸口を見たのであった。

現に、ドイツ基本権論でいえば、第2章「規律任務としての放送の独立性」に登場するヴォルフガング・ホフマン＝リームを担い手の一人とする機能的自由論、すなわち、「放送の自由」を民主主義という基本的価値のために機能する自由として把握する議論——それは後に「奉仕する自由」として展開することになるが——に最も早い時期から注目して、浜田純一⁶⁾とともに精力的に紹介に努めてきた一人であったことからしても、故・石川明は単純な「送り手アプローチ」論者ではな

6) この時期の浜田純一と故・石川明との協力関係を反映する作品として、浜田純一『メディアの法理』〔日本評論社・1990年〕を挙げておく。

かった。反面、西土彰一郎が164頁で的確に指摘するとおり、「柔軟性の中にも、基軸としての表現の自由、放送の自由を石川先生は見失うことはなかった」のである。その意味で、表現の自由か知る権利かという二者択一論とは無縁であると同時に、その場その場であれかこれかを使い分ける議論とも無縁であった。それゆえに「学問的な厳密さを追求する、きわめて抑制のきいたものであり、「日本の現状で『内部的自由』を論ずることの困難さをも物語っている」（165頁）。

故・石川明の「内部宇宙」を再構築する試みに続く第2部は、学問的な「空間」を共有していた8人による論考である。ここは一貫してフランスを追求する大石泰彦とイギリスを追求する後藤登を除けば、ドイツ研究者の手による。また、二人（G・コッパーと花田達朗）を除けば、いずれも法律学を出自とする。

第1章を担当する石村善治は、いまだメディア法や情報法という概念も言葉もなかった時代、新聞法という言葉が支配的であった時代から、いち早くドイツとの比較研究を行ってきた。そこでは「内部的自由（innere Freiheit）」にあえて対比してäußere Freiheitと呼ぶべき構造の中に「三極構造論」として石村善治が結実させた矛盾の存在を指摘しつつ、同時に「内部的自由」研究の先鞭をつけた研究者であった。そこでは、後者に対する彼自身による回顧と同時に、二つの素材（「新聞労連「新聞人の良心宣言（1997）」と「NHK番組変更・慰安婦問題裁判」）を基礎として「期待」を述べる⁷⁾。

第2章で登場するのがW・ホフマン＝リームである。評者はもちろん面識をもたないが、いくぶん思い出にひたるのが許されるのであれば、故・石川明を通じて彼の名前に接し、出版されたばかりのAlternativkommentarを読んだときの驚きは今も忘れられない⁸⁾ことを記しておこう。具体的にその驚きとは、当時、研究生活のまねごとを始めた評者の眼から見れば、日本においては時事的な話題として

7) 前掲註1でわずかに言及しつつ立ち入ることができなかった問題と根底を一にするが、本書出版の動機の一つとして、従軍慰安婦（最近ではsex slaveryを直訳した「性奴隷」の語が好んで用いられる傾向があるが、用語法の適否について評者は論ずる立場にない）国際法廷を素材とするETV 2001が政治的介入によって改竄されて2001年1月30日に放送された問題について、花田達朗も302-4頁で簡潔に論じている。この番組に対する評者の感想を申し述べれば、それは、制作をめぐるさまざまな事情への予備知識がなければ、従軍慰安婦問題の深刻さを窺い知るに不十分であると同時に、歴史家であるはずの人が、なぜか概念法学者ばりに「国際法廷」の問題性を指摘する部分の異様に肥大した・バランスを欠いた番組であった。

8) Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Neuwied und Darmstadt 1984, SS.471-584.

扱われる傾向が強かった（現在の呼称で言う）メディア法が、旧・西ドイツでは基本法5条の定める「表現の自由」の重要な要素として、ほとんどあらゆる公法学者の研究テーマとなっていることへの驚きと同時に、正式の書名よりもむしろ、背表紙に大書された Alternativ の語が示唆するように、主流派の逐条解釈書に対する「もう一つの」存在であることを誇示していたこと、その表現の自由を執筆する学者が、アメリカはカリフォルニアへの留学経験をもつ異色の公法学者であったこと、そこには他のいかなる議論にも見られない斬新な発想、特に「参加民主主義」への強い指向性があったことへの驚きであった。その後、ドイツ社会が東西ドイツ再統合という歴史的な転変を経る一方で、W・ホフマン＝リームは、名実ともにドイツを代表する公法学者を意味する憲法裁判所判事という地位に就き、それゆえに彼の立論もまた Alternativ と言い切れなくなった。その彼が、自らも携わった裁判にも言及しつつ「放送の独立性」を論じているのである。この部分は、鈴木秀美の手になる第4章「ドイツの公共放送における内部的自由」と併せて読めば、ドイツ的な「放送の自由」——言うまでもなくそれはカレイドスコープ的な多面的存在である——の一端に迫ることが容易であろう⁹⁾。

さて、紙数が尽きつつあることに思い至ったが、「ないものねだり」との誹りを覚悟しつつ、3つほど注文を挙げておこう。

9) なお、230-1頁で、鈴木秀美が「ZDFにおける内部的自由——ブレンダー事件を手がかりに」と題して紹介している憲法訴訟（この場合は、ラインラント・プファルツ州政府がZDF（第二ドイツテレビジョン）設立の基礎となっている州際協定（原語・Staatsvertrag：ドイツは連邦国家であるから、厳格に言えば、国家間の契約、すなわち「条約」の名称をもつが、本稿では通称にしたがっておく）の違憲性を抽象的に問うものであるから、抽象的規範統制訴訟（abstrakte Normenkontrolle）である）については、2014年3月25日にこれを違憲とする判決が下された。これを報ずる杉内育介「独連邦憲法裁判所、ZDF監督機関の委員構成に違憲判決」放送研究と調査64巻5号（756号・2014年5月）によると、同州際協定は「ZDF監督機関の委員としてあまりにも多くの政府・政党関係者を指定しており、公共放送に過度に政治的影響が及ぶことを禁じた憲法の原則に違反する」というのである。92頁に収録された放送の公共性と放送の自由——西ドイツの公共放送の場合」（初出：放送学研究 39号〔1989年〕）が、放送界に対する過度の政治的影響力を指摘していたが、それにだけ着目すれば、日本的な状況は何もひとり日本だけのことではない。もちろん、日本の放送監督機関が主要国においても例外的なほど第三者性を欠いていることは、この問題と別である。なお、当該のドイツ連邦憲法裁判所判決については、現在のところ、http://www.bverfg.de/entscheidungen/fs20140325_1bvfg000111.html?Suchbegriff=ZDF で閲覧することができる（2014年6月29日閲覧）。

一つめ。本書の執筆者一同が、政治権力と経済権力とを恐るべき存在として明瞭に意識していることは間違いない。そしてまた、二つの権力があるときは結合し、あるときは部分的矛盾を抱えつつ運動していることもまた共通の了解事項であろう。その一方に、対抗的公共空間を意識的に創出することの必要性を認識し、その一端として「内部的自由」を位置づけていることは明白である（そうでなければ、そもそも「内部的自由」を論ずる余地もない）。それは故・石川明もまた自覚したことであつたし、それゆえにW・ホフマン＝リームの説く「参加民主主義」論への傾斜が存在した。

にもかかわらず、インターネットの爆発の前と後とでは、現れ方が違う。

2014年という現時点において、かつてリヴァイアサンになぞらえられた国家をも凌駕するがごとき存在となったグローバル経済に対して、対抗的公共空間自らが何をなしうるかと同時に、政府に何かをなさしめるか否かは改めて再考されてもよい。そのための手段は種々に考えられることであろうが、評者の領域から最も接近可能なのは法規範である。

二つめに、本稿でも繰り返し述べてきたインターネットの爆発が、編者・執筆者一同の間にいかに映っているか、一つめの課題とも関連するものの、あまり明確ではない。一面では、伝統的な公共圏が育み・伝統的な公共圏に育まれてきた新聞と、それを引き継いで発展してきた放送、そのうちにあつて、いささか四面楚歌的な状況にありながらもなお規範的存在（それは花田達朗が言う「倫理」をも内包する）と認識されているジャーナリズムを脅かす存在として警戒的に受け止められているのは間違いない。しかし、あまり大きな期待はできないとしても、現実に新聞・放送の世界と徐々に融合しつつあるとともに、読書する市民を基礎ともするインターネット・ユーザーとの間で対抗的社会空間を競合・協業しつつ構築するストーリーは、あまりに楽観的に過ぎるだろうか。

三つめに、故・石川明が「大学の自由」と原理的に同一であることを示唆し、かつまた彼が立脚していた、古典でありつつ現代的な主張でもある高柳信一の「学問の自由」論——それは、一面において専門職能（profession）の自由をもちながら、他面において「研究手段から疎外された職能（これが、生産手段から疎外された労働者のイメージと二重写しになるのは、当然のことであろう）」である教員個人とその集団の自由として把握されていた——との切り結びを挙げておく。本書はこの困難な課題を抑制しているが、以前、評者は、高柳信一の業績に甚大な影響を自覚しつつ、大学が（日本における法制上の位置づけは別として）研究機関である

と同時に、高等教育機関でもあることが世界的に認識されていることを意識しながら「国立大学の公共性」を論じたことがある¹⁰⁾。もちろんその行論においては、自身が、まことにささやかな領域に存在する国立大学に籍を有することを明瞭に認識してのことであった。そのうえ、小論は所収の書物の題名にならって「公共性」の語を用いたが、花田達朗からの多大な影響の下、大学を公共空間として捉えると同時に、その重要なアクターとして教員個人とその集団を（ひとまずは）「固い存在」として位置づけた。その際、念頭にあったのは、もちろん、メディアの内部的自由である。

上記三つについては、編者・花田達朗の手になるものを既に目にすることができる。それは花田達朗・前掲『メディアと公共圏のポリティクス』（1999年）の端々によく現れているが、これを発展的に継承して新たなメディア論（この場合、教育や大学の領域も「メディア」として捉え返すことは必須と言えよう。そろそろ「アカデミズム」と「ジャーナリズム」を、前者の優位のうちに峻別する認識には、しばしの別れを告げて良いのではないか？）を構築していくことは、次なる者の任務である。

10) 拙稿「国立大学の公共性」、森英樹（編著）『市民的公共圏形成の可能性——比較憲法的研究をふまえて』（日本評論社・2003年）所収参照。なお、この拙稿においては、「国立大学法人化」を前にして、政府・国民・メディアという対抗関係を参照しつつ、政府・国民・大学という構図を前提として議論したが、国民がそのうちに、domesticな存在である政府をも凌駕するグローバル経済の主体として暴走する主体を抱えていること（それゆえに、『国家の退場——グローバル経済の新しい主役たち』（邦訳（櫻井公人訳）：岩波書店・1998年）で、スーザン・ストレンジは、国家が退場した後の世界に、希望ではなく、「ならず者たちの連合」が支配する dystopia を論じたのであった。ユートピアとは、ドイツ語の Nirgendwo、すなわち「どこにもない場所」にあたること、それゆえにディストピアの語とは、実に好一対である）、アメリカ合衆国政府が世界支配の新たな手段として、それら経済主体とその連合体の権力を「活用」している反面、ヨーロッパ連合のようなスーパー政府にもまた、それを食い止める展望に乏しいこと、他方で、対抗的公共空間の新たな担い手としても注目に値するNPO/NGO等の新潮流があるとはいえ、「国民」の極の分解と乖離とは無視しがたいことを考えれば、大学もまた「固い存在」とは言えない。それはメディア自身が「固い存在」ではなく、「内部的自由」が示すとおり、メディア内部にも矛盾があることと照らし合わせれば、容易に理解できることである。しかもまた、大学もまた、メディア同様、グローバルな存在と狭小な領域に立脚する存在とに、無限の分解を見せつつあるが、反面、メディアも大学も多様性が重視されるべき存在であって、多様性そのもののうちに肯定・否定の両面が同時進行であることも認識せざるを得ない。したがって、前掲「国立大学の公共性」は、大学内部、とりわけ教員集団の内部に矛盾があることの認識を排除するものではないことを、ここで取り繕っておく。

この書評を結ぶにあたってついでながら述べておくと、常々痛感していることの一つに、メディア状況については「暗黙知」に属することがあまりにも多い、ということがある。それは別に「知のスタイル」などという高尚な議論ではなく、「見れば分かる（You see it, when you look at it.）」という部分に論理のウェイトが存在するからである。ことにそれは、メディアが受信者、読者等いずれかの名称をもつとはいえ、けっして精査された内包と外延をもつとはいえない考えをもつ、これまた情緒的で情動的でもある民衆（その意味では、花田達朗が構想する公共空間ないし公共圏の担い手とは距離があり、彼に対して「エリート趣味」という非難は容易に予想されることである）によって、その回路の一端が閉じられていることから容易に予想がつくことである。別にそれは、日本のうちに棲む人間に欧米の事情は理解できないというわけでもなく、逆もまた同じであろうと想像がつく。たとえば、日本には高級紙と大衆紙という区別があまりなく、発行部数においては欧米大衆紙を凌駕しながら、（地方紙を含めて）高級紙の体裁を取る新聞が日本のメディア論・メディア法制の対象であること、同じく放送受信料制度を採るドイツ（もっとも、近年は原語である Rundfunkbeitrag に合わせて「放送負担金」と呼ぶことが多い：<http://www.rundfunkbeitrag.de/>（2014年6月29日閲覧）は、その簡潔な紹介である）と違って、NHKは広告放送が禁止されていることなど、数え上げればきりがないだろう。それゆえ概念規定論議だけでは絶対に済まないことは自明のように見えつつ、実はそうでもない。そのこととも関連するが、メディアの存在は歴史的な文脈にも強く制約されている。まして、活版印刷の母国であれば、その歴史の長さは日本の比ではないし、メディア論・メディア法制と言いつつ、その核心的位置にジャーナリズムを置こうとすれば、その journalism のよって立つ journal という言葉が「日々の営み」に由来することからすれば、今も時々刻々歴史を刻みつけているのである。ある意味、制度というものは循環的な過程あるいはプロセス的な存在から産み出されたものとして、沈澱を繰り返しつつ未来へつながっているのかもしれない。

かてて加えて、冒頭に述べたように「内部的自由」論そのものが「挽歌」を痛切に感じさせられる存在でさえあるとなると、問題はあっそう深刻である。はたして内部的自由論に未来はありやなしや？

いささか自問自答の気味はあるが、メディアというものが、過去へ向けてばかりではなく、未来へ向けてもまた歴史的な存在であり、時々刻々と運動を続けつつ、制度を沈澱させていく存在であるならば、どこかの位置に立って・いずれかの時間

でもって切り取っていかなければ、何も立言できないはずである。それゆえに「内部的自由」を論じようとするならば、それが専門職能的でありつつ疎外された労働者でもあるがゆえに、一面で狭義の、労働法的・労働契約的な側面に限定されない関係の担い手であることを明確に認識しつつ、同時にそれが精神的自由のうちに本籍を有する一方で、高度に政治過程の一部をなす存在でもあることを見据えながら、ひとまずは居住する領域（territory）の法制を前提として議論を開始すること、それが再び・日を改めて「内部的自由」論を「挽歌」から蘇らせる道筋ではないだろうか。むろん、その蘇りを促進する務めは評者自身も共有する。蘇りがいつになるか、次にどのような形で立ち現れるか、立ち現れたとして、また新たな・別の矛盾を突きつけるのではないか、との恐れを禁じ得ないとしても。

(2014年6月30日脱稿：なお、本書が追悼論集であることを思い、小著の出版にあたっては、評者が故・石川明氏に献辞を捧げたことを思い起こせば、躊躇を覚えなくもないが、あえて敬語表現をすべて省略した。末尾に記して読者の御海容を乞う。)